平成28年9月14日 【照会先】

関東信越厚生局 神奈川事務所 所 長 瀬戸口 芳紀 審査課長 浅沼 理

(電話) 045(270)2053

関東信越厚生局神奈川事務所における文書の誤送付について

関東信越厚生局(局長 三宅 智)は、関東信越厚生局神奈川事務所(所長 瀬戸口 芳紀)において発生した個人情報を含む文書の誤送付について、下記のとおり、その事実を確認の上、必要な措置を講じましたので、概要をお知らせします。

このような事態を招いたことについて深くお詫び申し上げますとともに、今後このようなことがないよう万全を尽くしてまいります。

記

1 概要

関東信越厚生局神奈川事務所(以下「神奈川事務所」という。)において、診療報酬の返還金に係る文書の送付にあたり、A保険医療機関及びB保険医療機関に対して送付すべき文書を誤ってC保険医療機関に郵送するという事案が発生した。

※ 診療報酬の返還金に係る文書には、医療機関名、医療機関コード、開設者名、返還金の内訳等 の他、受診者の氏名、生年月日、被保険者証記号・番号等が記載されている。

2 事実経過

- (1) 平成28年9月12日、神奈川事務所は、C保険医療機関から「診療報酬 の返還金に係る文書が送付されたが、A保険医療機関、B保険医療機関の文 書も同封されている。」との連絡を受けた。
- (2) 同日、神奈川事務所において、C保険医療機関へ送付した経過等事実関係 を確認するとともに、C保険医療機関を訪問し謝罪のうえ、A保険医療機関 及びB保険医療機関の文書を回収した。
- (3) 同日、A保険医療機関及びB保険医療機関を訪問し謝罪のうえ文書を手交 した。

3 再発防止策

- (1) 神奈川事務所においては、平成28年9月12日、所長から職員に対し事実の概要を説明し、各種発送業務における、宛名及び封入物の確認作業は職員を含めた2名以上でダブルチェックを行うこと、また、確認作業後には作業管理書による報告の徹底をあらためて指示した。
- (2) 関東信越厚生局指導部門においては、平成28年9月14日に指導総括管理 官から指導部門の全職員に対し、文書により本事案を周知のうえ、発送物につ いては保管の段階から混在防止を図る等の再発防止の徹底を指示した。
- (3) 関東信越厚生局においては、平成28年9月14日に関東信越厚生局長から 全職員に対し、文書により本事案を周知のうえ、誤発送の防止を含め事務処理 の徹底を指示した。